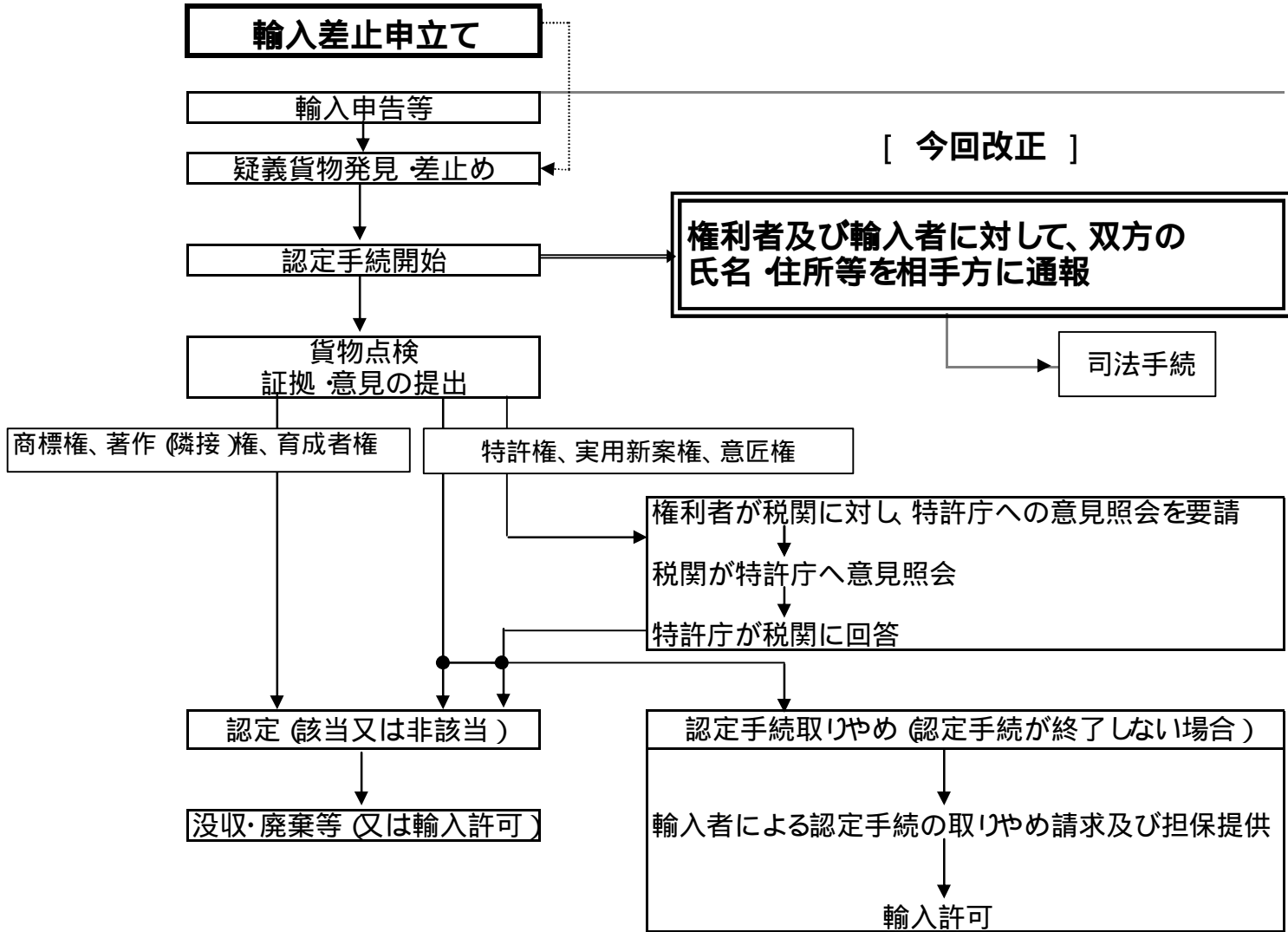


知的財産権侵害物品の水際取締りについて

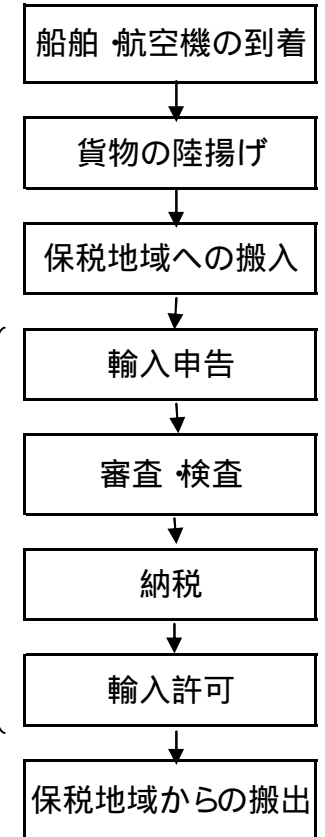
財務省関税局

平成16年4月8日

輸入差止申立てに基づく知的財産権侵害物品 (輸入禁制品) の水際取締りの流れ



(参考) 輸入通関手続の流れ



権利別輸入差止申立て件数

(平成16年4月1日現在)

権利名	輸入差止申立て
特許権	12
実用新案権	1
意匠権	51
商標権	105
著作権・著作隣接権	8
育成者権	1
合計	177

(注) 1件の申立て・情報提供で複数の権利に係るものがある場合は、それぞれの権利について1件として計上しているため、権利ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しない。

権利別知的財産権侵害疑義物品の輸入差止実績

上段：件数
下段：点数

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	対前年比	構成比
特許権	0	0	2	1	7	700.0%	0.1%
	0	0	1,036	5,000	39,200	784.0%	3.9%
実用新案権	3	1	0	0	0	-	0.0%
	905	6	0	0	0	-	0.0%
意匠権	58	32	15	14	13	92.9%	0.2%
	253,711	109,707	13,289	74,445	41,693	56.0%	4.1%
商標権	1,437	1,719	1,478	2,727	6,859	251.5%	98.2%
	648,052	786,035	484,731	239,879	611,100	254.8%	60.5%
著作権及び 著作隣接権	22	55	108	76	108	142.1%	1.5%
	142,195	100,263	602,830	690,654	318,751	46.2%	31.5%
合計	1,507	1,794	1,589	2,812	6,978	248.2%	100.0%
	1,005,928	993,565	1,099,001	1,009,958	992,908	98.3%	100.0%

(注) 1事案又は1品目で複数の権利侵害に当たるものがあるため、権利ごとの件数等の合計と合計欄の件数等は一致しない。

知的財産に係る税関手続の改革

	当事者主義	司法手続	専門家の活用	特許権等	その他
平成14年7月					職権と申立ての二本立てによる取締り
	知的財産戦略大綱を決定				
平成15年4月				特許権等の権利を申立ての対象化	通関解放金制度を導入
			特許庁意見照会制度を導入		
平成15年7月	知的財産推進計画を決定				
平成16年4月	認定手続開始時に、権利者に対して、以下を通知 輸入者、輸出者の氏名、住所 製造者の氏名、住所 (注)貨物の表示等から判明する範囲内		知的財産調査官を6官増設	税関が弁護士との顧問契約を締結	育成者権のためDNA品種識別装置を大規模税関に導入
	↓ 当事者による有効な証拠・意見の提出	↓ 認定手続開始後は行政手続と司法手続の併用が可能			